

上尾市職員措置請求書

上尾市教育委員会教育長 池野和己氏の 2019（令和元）年 5 月分出張費の一部返還に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

上尾市教育委員会教育長 池野和己氏（以下、池野氏）は 2019（令和元）年 5 月 9 日～5 月 10 日、長野県松本市で開かれた「関東都市教育長協議会」に出向きました。その際、5 月 9 日には都内〇〇区〇〇の自宅まで上尾市の公用車（エスティマ）を迎えに来させ、長野県松本市まで行き、その公用車を当日上尾に帰し、翌日の 5 月 10 日にまた松本まで呼び戻したうえ、上尾まで戻っています。

このような公用車の使い方をする必然性、つまり長野県松本市という遠隔地に行くためにどうしても公用車を使用する理由は見当たりません。それは「関東都市教育長協議会」が総会・記念講演会・分科会のいずれも松本駅の至近距離にあるホテルのみを会場にして開催されていることや、同月（5 月 22 日～24 日）に富山市で開催された「全国都市教育長協議会」には池野氏は電車を利用して出向いていることから明らかです。

市の公用車を使用した際には、松本市への往復の高速道路代やガソリン代等の経費がかかるのは当然です。また、＜公用車を使用した際にかかる経費＞と、＜鉄道を利用したとした場合の経費＞とを比較してみると、後述の事実証明書のとおり、2 倍以上公用車のほうが経費を要することから、結果的に上尾市は余分な歳出をしたこととなります。よって、本来上尾市が支出する必要のなかった経費の差額について、松本まで出向いた当事者の池野氏に対して上尾市への返還を求めるものです。

上記差額の具体的な額は、次のとおり算出いたしました。

＜公用車を使用した際にかかった経費＞	別紙⑫のとおり	33,074 円
＜電車を利用した場合の経費＞	別紙⑬のとおり	15,610 円
	差額	17,464 円

したがって、「上尾市教育委員会教育長 池野和己氏は、2019 年 5 月の出張にかかわる、不当な歳出である差額分の 17,464 円を上尾市に返還すべきである」との措置要求をいたします。

なお、法的根拠としては、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定められていることによります。

加えて、令和2年4月1日より施行された「上尾市監査基準」の第2条（監査等の範囲及び目的）に照らしても、上述の池野氏による公用車使用にかかる経費は、「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費」の額を大きく上まわることから、上尾市監査委員におかれましては、厳正な監査をお願いするものであります。

2 請求者

住 所

氏 名

上記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

2020（令和2）年 月 日

上尾市監査委員 様

別紙 事実証明書（各文書には丸数字①～⑭を付してあります）

① 令和元年7月16日付け上教総第213号文書「行政文書一部公開決定通知書」

② 上記により一部公開された「関東都市教育長総会・研修会」（2019.5.09-5.10）にかかると「開催文書」（②-1～②-3まで）

■この開催文書により、総会・講演会・分科会が同一会場（ホテルブエナビスタ）で開催されたことが判別できます。

③ 令和元年7月16日付け上教総第215号文書「行政文書一部公開決定通知書」

④ 上記により一部公開された「関東都市教育長総会・研修会」（2019.5.09-5.10）に出向いた際の「旅行命令簿」

■この旅行命令簿により、5/9・5/10の「関東都市教育長協議会」は公用車を使用していること、および5/22～5/24の「全国都市教育長協議会」には電車を利用していることが判別できます。なお、旅行命令簿の「発令月日」が空欄になっているのは、事務処理者の瑕疵によるものであることを別途情報公開請求で確認しています。

⑤ 令和元年7月29日付け上総第263号文書「行政文書公開決定通知書」

⑥ 上記により公開された当日の公用車の「車両運転日報」（⑥-1・⑥-2）

■⑥-1が2019.05.09の分 7:20～18:30 上尾～成増～松本～上尾

■⑥-2が2019.05.10の分 7:30～15:20 上尾～松本～上尾

⑦ 令和元年7月29日付け上総第262号文書「行政文書公開決定通知書」

⑧ 上記により公開された「ETCコーポレートカード利用明細書」

■これにより、5/9・5/10公用車使用の際の高速道路代が判別できます。

⑨ 教育委員会教育長の給与に関する条例（該当する条項を転記したもの）

■第6条により、教育長が公務のために旅行したときは、一般職の旅費条例の適用を受けることが判別できます。

事実証明書（続き）

⑩ 上尾市職員の旅費に関する条例（該当する条項を転記したもの）

■第7条に「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する」とあることから、旅行命令の段階で、経費について最も経済的な通常の経路により旅行することが想定されていることが判別できます。

⑪ 地方自治法および解説（別紙）

■上尾市教育委員会事務局では、法令の解釈の際に、『逐条解説』に依拠することが多い（この4月の教育委員会においても同様でした）ことから、地方自治法第2条の逐条解説を事実証明書として提示いたします。

⑫ 公用車使用の際の経費計算書（⑫—1～⑫—3）

■ 33,074 円の根拠となる計算書です。

⑬ 電車（JR）使用の際の経費計算書（⑬—1・⑬—2）

■ 往路 6,871 円 復路 8,739 円 計 15,610 円の根拠となる計算書です。

⑭ 会場となったホテルの場所の地図（⑭—1・⑭—2）

■松本駅から至近距離であることが判別できます。

以上です。